

第3回 西蒲区自治協議会 議事概要

日時：令和3年7月29日（木）

午後1時30分から午後2時40分

場所：巻地区公民館 3階 小ホール

<p>事務局 (金子地域総務課長 補佐)</p>	<p>ただいまから令和3年度第3回西蒲区自治協議会を開催します。 なお、今回の座席については、事前にお話しした通りレイアウトを若干変更しています。よろしくお願いします。</p> <p>初めに、本日机前にお配りした資料の確認を行います。資料1-1「令和4年度 特色ある区づくり事業について（意見聴取）」、資料4「西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領」。参考資料として、「区自治協議会（第8期）会長名簿」、「各区自治協議会について」、「新潟市区自治協議会運営指針」、「矢川排水系統図」、「あんしん宿泊割引プラン」、「にしかんウオーキング手帳」、最後に「『わらアートまつり』制作サポーター募集！」があります。資料は以上になりますが、不足等がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>これ以降の会議については、新潟市区自治協議会条例規定により、長井会長から議長として進行をお願いします。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が非常に増えており、新潟市においても相当増えています。お互いに気をつけながら、会議の運営にご協力いただきたいと思います。</p> <p>初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (金子地域総務課長 補佐)</p>	<p>委員の出席状況についてご報告します。委員30名のうち出席が26名、欠席が4名となります。過半数の出席がありますので、新潟市区自治協議会条例会議運営規定を充足していますことをご報告します。</p> <p>また、傍聴については1名、報道者の傍聴はありません。事務局では写真撮影並びに録音を行いますので、ご了承ください。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>続きまして、各部会の状況になりますが、5月の区自治協議会で竹内委員よりご発言がありました地域おこし協力隊について、また西蒲区自治協議会委員研修について検討するために、調整部会を開催したので、その報告を私の方から行います。</p> <p>初めに、第8期に入り第1回目の開催でしたので、正副会長の選任を行い、部会長に私、長井、副部会長に畠山委員が選任されました。</p> <p>続いて、地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊の概要、導入の効果・課題及び南区の受入状況について事務局から説明をいただき、地域おこし協力隊について委員からご意見をいただきました。</p> <p>部会委員からは、地域おこし協力隊について見識を深めるために、勉強会を実施すべきではないか、既存の町おこし団体との折り合いをどのようにつけるべきか検討が必要ではないか、コーディネーター役の確保などの</p>

	<p>支援がないと隊員が孤立してしまうのではないかと、大前提として、地域をどうしたらいいかを考えなければならない、地域おこし協力隊導入は地方公共団体が決めることであるが、区自治協議会として地域おこし協力隊を活用したほうが良いと思う行政の事業等があれば、意見を述べることができるのではないかといったご意見をいただきました。</p> <p>このようなご意見を踏まえ、今後地域おこし協力隊について見識を深めるため、勉強会の開催も含め、さらに検討を重ねることとしました。</p> <p>最後になりますが、今回調整部会を開催した目的として、西蒲区に地域おこし協力隊を受け入れる、受け入れないという結論を出すのではなく、地域おこし協力隊について見識を深めることで、各々が地域の課題について改めて考えるきっかけになることを期待しています。昨期までの区自治協議会では報告で終わってしまい、委員同士で意見を交わす機会が少なかったと感じています。今後はこのような意見を交わすことで、西蒲区自治協議会の活性化につなげることができればと考えています。</p> <p>以上が地域おこし協力隊についてですが、そのほか、西蒲区自治協議会で毎年実施している委員向けの独自研修について、内容等の意見交換を行いました。</p> <p>委員からは、他区施設の視察やテーマを持った勉強会の開催などの意見が出されました。調整部会での意見を受け、事務局で内容を決定することになりましたので、研修の詳細が決まり次第ご案内します。</p> <p>また、西蒲区自治協議会における会場レイアウトの変更についても検討を行い、これまでの区自治協議会では、委員がコの字型で事務局が前に並んでいるレイアウトでしたが、萎縮してしまい発言がしにくいという意見をいただいていた。本日はスクール形式で開催していますが、今後、何度かレイアウトを変更し、委員の皆さまが発言しやすいレイアウトを検討していきたいと考えています。</p> <p>以上で、調整部会の報告を終わります。調整部会の報告に関して、ご意見やご質問がありましたらご発言ください。</p> <p>ないようですので、各部会の状況報告はこれで終了します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事（1）令和4年度特色ある区づくり事業についてです。地域総務課長から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （野崎地域総務課長）</p>	<p>議事（1）令和4年度特色ある区づくり事業についてご説明します。</p> <p>その前に、2点ほどご報告します。まず、1点目ですが、本日、区長は急な公務が入りまして、急遽欠席となります。区長の鈴木からは、皆さま暑いですが、闊達な意見交換をお願いしたいという伝言を預かっています。</p> <p>2点目ですが、先月の区自治協議会については、コロナワクチン接種業務を優先させていただき、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。おかげさまで、7月28日現在ですが、西蒲区の65歳以上の接種率が、1回目が83.6%、2回目が61%と接種率が高まって</p>

まいりました。一方、市内発症率も非常に高い状況ですので、一層の接種環境の整備に努めてまいります。また、8月の大規模接種会場の追加日程として、弥彦村体育館で開催しますので、ぜひ、接種へのご協力をお願いします。詳細については、8月1日の市報にいがたに掲載しますので、ご覧になっていただければと思います。

それでは、資料1-1をご覧ください。こちらは市長から区自治協議会会長あての依頼文書です。区役所では、これから来年度の事業の計画策定に入ります。その前段として、区役所は特色ある区づくり事業の企画立案に対しては区自治協議会の意見を聞くことが条例に定められています。そのため、来年度の特色ある区づくり事業について、委員の方々から意見をいただくために市長から依頼があったところです。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらは特色ある区づくり事業の概要になります。特色ある区づくり事業は2種類あります。一つが、資料左側の区役所企画事業になります。こちらは記載のとおり、区役所が企画、実施する事業です。企画立案に当たりましては、先ほどご説明したように、区自治協議会委員の皆さまの意見を反映させることができるものです。

もう一つが、資料右側に記載の区自治協議会提案事業です。地域課題の解決に必要な事業を区自治協議会の皆さまが主体となって企画、実施するものです。こちらソフト事業に限られ、件数の制限はありません。ただ、限度額については、下段に記載がありますとおり区役所企画事業、区自治協議会提案事業合わせて西蒲区は2,900万円の予定となっています。この限度額については、各区の人口や面積の割合によって定められています。

次に、資料1-3をご覧ください。こちらは特色ある区づくり事業の流れです。左側の区役所企画事業については、先ほどご説明したように、委員の皆さまのアイデアを募集します。個人単位でアイデアを募集するほか、部会の議論の活性化を目的に部会ごとのアイデアも募集します。部会ごとのアイデアについては、本会議終了後の常任委員会で、詳細については部会担当から説明を行います。区役所では、寄せられたアイデアを参考とし、区役所企画事業（案）の作成、そして、スケジュールのとおり9月の全体会で事業（案）をお示ししたいと思います。右側の区自治協議会提案事業については、10月の全体会で事業（案）をお示ししたいと思います。最終的には、12月の全体会において、区役所企画事業、区自治協議会提案事業、併せて事業原案を確定するという流れで計画しています。

次に、資料1-4をご覧ください。こちらは先ほど説明しました、委員の皆さまから区役所企画事業についてアイデアをいただくための用紙になります。部会でもアイデアを集約しますが、例えば、所属する部会以外のテーマについても、アイデアがあるようであれば、8月16日月曜日までにこの用紙を用いて地域総務課まで提出いただければと思います。

	<p>最後になります、資料 1-5 をご覧ください。こちらは今年度、本区役所が実際に実施した特色ある区づくり事業の概要を掲載していますので、後ほどご覧ください。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>ただいまの件について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。 ないようですので、議事 (1) についてはこれで終了します。 続いて、報告に入ります。報告 (1) 令和 3 年度教育委員会の主な事業について、教育支援センター所長から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (土田教育支援センター所長)</p>	<p>令和 3 年度教育委員会の主な事業について説明します。皆さまに事前にお送りした資料ですが、今年度における教育委員会の主な資料を掲載したものととなります。本日は時間の都合上、内容を絞った説明となりますが、ご理解のほどよろしくをお願いします。また、説明に入る前に、例年実施していました区の教育ミーティングについて、今年度の実施方針が決まりましたので、お伝えしたいと思います。</p> <p>これまで、当市では年 2 回、区教育ミーティングと題し、区自治協議会委員の皆さまと区担当の教育委員、そして教育委員会事務局職員とで各区における教育課題に対する意見交換を行い、情報を共有するとともに、教育委員会の主な事業と施策について説明を行ってきました。本年度は、教育委員会の主な事業について、本日この場をお借りして説明させていただき、教育ミーティングについては今年の 10 月以降、区自治協議会開催前のお時間を頂戴して開催したいと考えています。なお、その際のテーマとしては、来年度から市内全小中学校等で実施されるコミュニティ・スクールを取り上げたいと考えています。今年度、モデル校として指定された区内の学校の取組みなどを紹介する予定です。</p> <p>それでは、説明に移ります。令和 3 年度教育委員会の主な事業、資料 2-1、A4 横刷りのカラーの資料をご覧ください。新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画の中心的な考え方のテーマである、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～」の実現を目指す事業編成としています。</p> <p>最初に、資料左側、大きな赤い枠で囲まれた部分をご覧ください。ここでは、新潟市の教育を推進する 3 つの視点を掲げています。視点 1 は、これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもの育成です。子どもたちが互いに認め合い、助け合い、期待をかけ合い、そして高め合う温かい学校・学級の支持的風土を醸成していくことを学校経営の基本としています。</p> <p>その中で、学力を高める施策として、今年度もアフタースクール学習支援事業を実施します。これは中学校において放課後の時間を活用した学習支援環境を整備する事業です。学力の一層の伸張を図り、主体的に学ぶ意欲と態度を育成していきます。また、外国語教育、国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手を配置し、外国語教育に積極的に取り組む学校を支援していきます。</p>

次に、視点 2、学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。子どもたちが本に親しみ読書習慣を身につけることを目指し、ブックスタート事業などを実施するとともに、ボランティアや市役所関係課などと連携し、子どもの読書環境の整備を進めます。

次の視点 3 については、説明を後に回します。

資料右側、今度は大きな青い枠で囲まれている部分をご覧ください。ここには、学びの基盤を固める 2 つの視点を掲げています。視点 4、誰もが安心して学べる環境づくりの推進です。初めに記載されている就学援助事業は、経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対し、これまでも学用品や給食費など、就学に必要な経費の一部を助成してきました。このたび、「真に援助が必要な家庭に、必要な支援をする制度」となるよう生活保護を基礎とした見直しを行うとともに、入学時の学用品費単価の増額や、卒業アルバム代、PTA 会費の費目を新たに追加するなどし、効果的な援助となるよう見直しを行いました。次に、スクールガードリーダー配置事業です。この事業は、警察官の OB を各区に配置し、学校ごとに編成されている子ども見守り隊や、地域の見守りスタッフの皆さまなどと連携しながら、児童生徒の安心・安全な登下校の確保を目的としているものです。

視点 5、市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成です。日々刻々と変化する社会情勢や職員のキャリアを踏まえた研修を充実させ、教育関係職員の資質、能力を高めています。具体的には、社会の動向を踏まえた研修プログラムの工夫、改善を通し、自ら学び続け、高い専門性と豊かな人間性を身につけた職員の育成に継続して取り組みます。

次に、新しい生活様式への対応です。こちらは視点 5 に基づくものでして、教員の多忙化解消と働き方改革を進めるため、国のスクール・サポート・スタッフ配置事業を活用して事務支援員を配置し、学級担任の負担を軽減できるよう、人的環境整備を図るものです。令和 2 年度当初は大規模校を中心に 25 校に配置していましたが、今年度は 39 校に配置校を増やしています。

次に、左下の緑色の枠の中、GIGA スクール構想の推進です。こちらは視点 1 から 5 の全てに関連するものとして、資料上このような位置づけをしているものです。GIGA スクール構想については、新型コロナウイルス感染症等の影響により当初の計画を前倒ししたことで、昨年度末までに児童生徒 1 人 1 台端末の整備を終えることができました。現在、学校では、タブレット端末を活用した多様な授業が展開されています。そのような中、4 校に 1 名の割合で ICT 支援員を配置し、事業計画の作成支援、授業における ICT 機器の準備や操作支援、研修支援など、ICT 機器を有効に活用した授業づくりを支援する体制を整えているものです。

次に、インターハイの開催です。高等学校最大のスポーツの祭典である全国高等学校総合体育大会、通称インターハイですが、今月後半から 8 月後半にかけて、今年は北信越ブロック 5 県で開催されます。新潟県内では

	<p>6 競技が開催され、本市ではバスケットボール女子と新体操の二つの競技が記載の日程、そして会場によって開催されます。</p> <p>最後に、視点3に戻ります。地域と一体となった学校づくりを進めていくため、コミュニティ・スクール推進事業を前年度から拡充して進めていきます。ここで、コミュニティ・スクールについて簡単に説明します。コミュニティ・スクールとは、保護者、地域住民などが一定の権限と責任のもと、学校運営に参画していただくため、学校運営協議会という名称の協議会を設置した学校のことをいいます。この学校運営協議会は、保護者、地域住民、学校支援者、校長、担当教職員など、最大15名の委員で構成されています。年間4回程度の会議が開催される中で、学校、保護者、地域が共通の目標を設定し、互いの責任と役割を明らかにしたうえで、よりよい教育の実現に向けて連携、協働することにより、地域とともにある学校づくりを進めていくための協議会です。</p> <p>このコミュニティ・スクール推進事業により、令和4年度に全ての市立小中学校、中等教育学校、特別支援学校に学校運営協議会の設置を行うこととしています。昨年度は市内12の小中学校にモデル校を設置しました。今年度は市内22校にモデル校を増やしていますが、当西蒲区においては潟東中学校と潟東小学校がモデル校として指定されています。潟東小中学校では、これまでに学校運営協議会を2回開催し、それぞれの校長が定めた学校教育ビジョンを承認いただくとともに、協議会の会長、副会長などの選任が行われました。皆さまご存じのとおり、潟東小中学校は校舎が一体となった併設型という特徴があります。2回目の学校運営協議会は小中合同で行うなど、運営にも非常に工夫が見られています。コミュニティ・スクールについては、各校区の地域関係者の皆さまとともに協働しながら進めていくことが重要となってまいります。今後各校から学校運営協議会の説明とともに委員就任などの依頼があった場合には、ぜひ、ご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、冒頭申し上げたとおり、今年度の区教育ミーティングにおいては、コミュニティ・スクールをテーマにし、学校運営協議会の体制や仕組み、さらには西蒲区のモデル校からこれまでの活動内容などを含めた実践をご紹介します予定としています。</p> <p>以上で、令和3年度教育委員会の主な事業について、時間の都合上、一部ではありましたが、説明させていただきました。</p> <p>なお、資料2-2、令和3年度当初予算事業説明書には、教育委員会事務局が新たに取り組む主な事業を記載しています。これらの事業を通して、児童生徒の学校における教育のほか、市民の皆さまへの学習機会の創出などを進めていくこととしています。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p>
<p>畠山委員</p>	<p>皆さま、テレビゲーム症候群という病気をご存じでしょうか。これは世</p>

	<p>界保健機構で国際疾病に認定されています。私はパソコンで学校だよりを拝見することがあるのですが、新潟市で一番の進学校では、「朝ご飯を必ず食べてから登校させてください。テレビゲームは子どもたちが楽しむ程度に行ってください。」と記載されていました。テレビゲームのために夜遅くまで起きているため、食欲がないなどの影響もあります。ゲームは子どもたちにとって一つの麻薬のようなものとなっています。日本だけではなく、世界中でテレビゲームのために学校に行かない子どもが増えています。</p> <p>教育委員会では、この世界保健機構で認定されたテレビゲーム症候群について、どういう認識を持って新潟市内、あるいは新潟県内ではどういう取り組みをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。</p>
事務局 (土田教育支援センター所長)	<p>おっしゃるとおり、GIGA スクール構想事業が1人1台端末を配布するというところで、デジタルデバイスが子どもたちの手に早い段階で渡ることに伴い、畠山委員がおっしゃるような健康被害は懸念しているところで、これは市全体の問題として捉えていますので、また方針も含めまして、改めてご説明させていただければと思います。</p>
原委員	<p>コミュニティ・スクール推進事業について質問があります。学校、保護者、地域が共通の目標を持ち、地域とともにある学校づくりを目指すとして記載されていますが、どういうものかあまり具体的に想像できませんでした。例えばモデル校ではどのような目標を持って、地域とともにある学校というものを目指しているのでしょうか。</p>
事務局 (土田教育支援センター所長)	<p>今ご質問いただいた原委員の近くには、実際に潟東小学校で地域教育コーディネーターをお務めになっている内藤委員がいらっしゃいますが、当市では、平成19年から地域と学校パートナーシップ事業を実施しています。これは学校教育の中に地域の人的、物的資源を、ボランティアという形で入っていただきながら、子どもたちと一緒に地域の方が活動する、あるいは子どもたちが地域に出かけて行って地域を学ぶ、地域で学ぶというような取り組みを進めてまいりました。</p> <p>そこに、このコミュニティ・スクールを取り入れるということなのですが、先ほど説明の中でも簡単に触れましたが、学校の教育方針や学校運営に係り、今までは学校の職員あるいは学校長がそれを決めて学校教育がなされていたのですが、そこに学校運営協議会が入ることにより、学校がこういう教育を実現していきたい、実施していきたいという内容を、地域の方々に承認していただくということが最も大きな位置づけだと思います。学校の職員は異動を伴って替わっていきます。ですが、この学校の子どもたちをこう育てていきたいのだという地域の思いが、学校運営協議会の制度を通し、より学校運営に反映される、そういう仕組みづくりがコミュニティ・スクールの本質です。</p> <p>詳しい説明についてはリーフレット等を用意していますので、後ほど、委員にご提供させていただければと思います。</p>

<p>議長 (長井会長)</p>	<p>そのほか、ご意見等なければ次に移ります。</p> <p>それでは、報告(1)を終了します。次に、報告(2)区自治協議会会長会議の報告についてです。私から説明します。</p> <p>7月9日金曜日に新潟市区自治協議会会長会議が開催されました。本日、机上に区自治協議会会長会議の資料、区自治協議会(第8期)会長名簿、各区自治協議会について、各地の事業、計画等について配付しています。区自治協議会会長会議は市内8区全ての自治協議会の会長で構成されています。いわゆる連絡調整などを行っているものです。</p> <p>今回は、第1回の開催ということで、各区自治協議会の取組みを紹介しました。私からは、西蒲区委員構成の見直しや今年度の提案事業について紹介しました。他の区も概ねそのような内容でしたが、南区では7月からオンラインでの区自治協議会を開催する予定であるとのお話があったほか、秋葉区では区ビジョン策定に生かすために、今年度の提案事業で区民の幸福度調査をするなど、参考になる情報も多くありました。</p> <p>そのほか、市民協働課より、令和3年度区自治協議会委員研修についての情報提供がありました。区自治協議会委員研修とは、区民等と市と協働の要である区自治協議会委員の皆さまの活動に生かしていただくため、全区の委員を対象に市民協働課が研修会を実施するものです。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり注視となりましたが、令和元年度は区自治協議会の役割に関する4区の事例紹介やパネルディスカッションが行われました。今年度の詳細についてはまだ決まっていますが、他の区の取組みを参考にできますので、区自治協議会の活性化のために、皆さまからご参加をいただくことになると思います。</p> <p>報告は以上となりますが、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>それでは、報告(2)は以上で終了します。</p> <p>次に、報告(3)新潟市区自治協議会運営指針等の一部改正についてです。地域総務課長から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (野崎地域総務課長)</p>	<p>報告(3)新潟市区自治協議会運営指針等の一部改正についてご説明します。こちらは令和3年5月24日に改正されたものです。趣旨としては、コロナ禍に対応するため、区自治協議会の運営に当たっての事務手続きなどの運営指針の一部改正を行ったものです。</p> <p>それでは、資料3をご覧ください。本資料は、運営指針の一部改正の概要です。1会議の開催手段に関する規定です。こちらはお手元の自治協議会運営指針の26ページ以降に記載しています。資料記載のとおり、改定前は、書面による意見の聴取又は議決については記載ありましたが、WEB会議については規定がありませんでした。しかしながら、このたびの改正により、記載のとおり3点変更があります。1点目は、会長が必要と認めるときは、WEB会議を開催することができる。2点目は、区自治協議会の会議に出席したものとする。3点目は、集合形式の会議開催時に準ずるという形で、WEB会議による開催手段に配慮する規定が定められ</p>

	<p>たところでは。</p> <p>一方、書面会議については、記載のとおり、会議の代替手段の有無、案件の緊急性及び案件の妥当性等を総合的に勘案し、慎重に検討したうえで、会長が必要と認める場合に緊急的かつ例外的なものとして書面会議を開催できる。全委員に十分に説明を行ったうえで、会議開催について事前の同意を得なければならないと規定されたところです。また、留意事項に記載のとおり、書面による会議は想定していないため、書面会議をする場合は慎重に判断する必要があります。そのため、書面開催は緊急的かつ例外的な開催になるということをご承知置き願いたいと思います。</p> <p>次に、指針の 23 ページ以降に記載がありますが、WEB 会議、書面会議で行った場合については、通常の会議出席と同様に報償を支給する形に改定されたところです。</p> <p>なお、このたびの改正の趣旨に関して、WEB 会議及び書面会議について規定するのは、コロナ禍における開催の選択肢を広げるとともに、開催条項における適正な運営等を確保するためでして、将来的に全ての会議を WEB や書面に移行していくなどの意図はないことを添えさせていただきます。</p> <p>次に、2 その他になりますが、その他の改正点として、新潟市非常勤職員要綱等の改正に伴いまして、委員に委嘱できない者を整理するとともに、会計年度任用職員の委嘱について定められたところです。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>ただいまの件について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、報告 (3) を終了します。</p> <p>次に、報告 (4) 西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領の改正についてです。土田委員推薦委員会座長から説明をお願いします。</p>
<p>土田委員 (土田委員推薦会議 座長)</p>	<p>本日令和 3 年度第 1 回委員推薦会議を開催しましたので、ご報告します。</p> <p>西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領の改正について、西蒲区自治協議会委員推薦会議運営要綱では、委員の公募に関する要領の制定による改廃に関することについては、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることと記載されています。このたび、新潟市区自治協議会運営指針が改正され、西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領 (案) の字句が修正されたことに伴い、各自治協議会で定めている要領の改正もすることになりましたので、本自治協議会開催を前にして委員推薦会議を開催しました。</p> <p>それでは、本心配られた資料 4 をご覧ください。具体的な改正点になりますが、第 1 条における新潟市区自治協議会条例 (平成 19 年新潟市条例第 74 号) を平成 18 年に修正しました。</p> <p>以上が改正点になりますが、先ほど申し上げましたように、委員推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることとなり、記載のとおり改正したことを報告します。</p>

<p>議長 (長井会長)</p>	<p>ただいまの件について、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、報告(4)を終了します。 次に、その他、西蒲区の課題・地域の情報などです。初めに、有坂委員からご発言があるそうです。お願いします。</p>
<p>有坂委員</p>	<p>2年前に私が自治協議会委員に就任した際に、西蒲区の課題というテーマで、西蒲区の水害について心配していたことを述べました。 このあと説明があると思いますが、今年も各地で梅雨の豪雨等で災害がありました。幸いこの地域は大規模な災害あるいは台風の被害もありませんでしたが、以前はやはり水害等がありました。記憶に新しいところでは、昭和43年ごろ南町が水没し、水が引かなかったという例もありました。そのようなことから、矢川排水路のトンネルを掘り日本海に排水しようという事業が始まったわけです。ところが、A3の資料の中心より左の固定堰と記載された丸で囲ってありますが、ほとんどの川は手動あるいは遠隔でゲートで水位を調整されていますが、矢川放水路については固定堰という、固定した土堤です。20mくらいの幅で、2mほどの高さの放水路です。すぐには排水ができないような構造になっています。 この地図はあまり近くの方もご存じないと思い、2年前に発言しましたが、今回委員の3分の2が替わったため、ご存じない方も多いと思い、また発言しました。当時、昭和53年ごろの水害を想定し造られたようですが、今は当時とは全く違う雨の降り方、ゲリラ豪雨、線状降水帯となっています。この堰によって上流の水を新たに利用できるという設計思想で、普通の雨であればこれで十分でしょうが、それを超える雨になれば、当然、2mを超さなければ日本海に放流されない、排水されないということで、集中的にこの地域、上流で降られると、やはり浸水被害等が考えられます。新潟市ではなく新潟県の管理、あるいは国の、ほかに条例がなければできないのでしょうか、その固定堰を可動堰に替えていかなければならないのではないかという意見です。すぐにできるものではないということは承知していますが、機会あるごとにお話をして、県あるいは国からもこの辺の改修を考えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (中島建設課長)</p>	<p>矢川放水路について少し説明したいと思います。 A3の矢川排水系統図と記載された資料をご覧ください。少し分かりやすく、大胆に川筋が塗られているものになります。矢川というのは弥彦村から西川の合流点、巻の西川の合流地点まで約12キロの延長を誇る県管理の河川になります。矢川は今現在、樋曾山隧道、新矢川、矢川放水路の3本で日本海に放水することになっています。これについては、西川の合流地点の手前に⑤とあるのですが、矢川逆水止水樋門というネーミングがなされており、これによって西川と矢川の縁が切られている場所です。ただ、矢川に少し水が流れるような形で設定されており、少しかさ上げをしまして、少し西川の水が流れるような状況になっています。 今言われた矢川放水路の固定堰なのですが、通常は新樋曾山隧道と呼ば</p>

	<p>れる④の放水路、隧道を使って通常は流れています。これまでに降った場合、水位が上昇すると矢川放水路と樋曾山隧道に流れて水がはけていくという状況になっています。今、有坂委員がおっしゃったのは、固定堰が可動堰になればもう少し速やかに排水できるのではないかという内容になっていると思います。矢川放水路の固定堰は、農業用水として利用するために固定堰が設定されているものです。基本的に、この固定堰がないと農業用水として利用できないということで設定されたと聞いています。降雨時の場合、矢川は事前放流して新矢川、新樋曾山隧道のことですけれども、そこに矢川制水門というものがあり水位の調整を行っており、事前放流を行っている聞いています。</p> <p>県に再度確認したところ、現状、県の見解として、やはり地元自治体からも可動堰にしてもらえないかという要望が上がっているそうです。沿線の方から見れば、やはり非常に不安なのだろうと思います。ただ、やはり県としても、現状として水門の草刈りや河床掘削、矢川制水門の事前放流などで対応するというので、今のところ計画どおり排水ができていているということもあり、今は様子を見てもらえないかという回答をしているそうです。</p> <p>今回の提案については、地元提案として地域振興局と情報共有を図っていきたくて考えています。今後ともよろしくお願ひします。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>建設課長の説明のとおり、県でもいろいろ検討されているということですので、この件についてはご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>ここで発言された内容について、所属団体に皆さまが伝達しなければ、地域に情報が伝わりません。これからいろいろ発言がありますが、発言内容を地域に伝えるという役目が区自治協議会委員としてありますので、その辺は認識を深めていただきたいと思ひます。</p> <p>続いて、高島委員より発言があります。よろしくお願ひします。</p>
<p>高島委員</p>	<p>西蒲区観光協会連絡会の高島です。</p> <p>皆さまのお手元に岩室温泉・田浦温泉・角田山温泉あんしん宿泊割引プランのチラシが行っていると思ひます。このチラシによると、もうすでに終了間際ですが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、非常に心苦しいのですけれども、1週間ほど延長を行いました。想定では消化できると思ひたのですが、なかなか新型コロナウイルス感染症の状況ははっきりせず、地域の皆さまの申請にブレーキが非常にかかったということで、1週間だけ延長しました。正確に申しますと、来週の金曜日まで利用できます。5,000円と記載されていますが、全部の旅館ではないですが、県民割も併用できますので最大3,000円プラス2,000円と、非常にお得なのですがこのコロナ禍、積極的に利用してくださいとは言えませんが、こういうものもあるということをご承知いただきたいと思ひます。</p> <p>現状、ここへきて感染拡大の状況から、宿泊業はまたキャンセルがはじめています。利用について昨年に続き大幅に減となっていますが、とはい</p>

	<p>えこういうものもありますので、使っていただけるならば、ぜひ、使っていただきたいと思います。宿泊施設も感染対策は十分していますので、ご利用いただければと思います。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>これについても、資料をご覧になって、県も一緒になっていろいろな施策を考えています。質問等あるかと思いますが、今説明された通りだと思いますので、ご協力いただきたいと思います。</p> <p>続いて、健康福祉課長よりご発言がありますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (渡邊健康福祉課長)</p>	<p>私からは、2021年版にしかんウォーキング手帳について、お話しします。本日は、お手元に2021年版の手帳を配付しました。これはすでに、1か月ほど前になりますけれども、地域コミュニティ協議会や関係機関等に配布しているものです。今回、今のところ区内全部で1,000部ほど配布しています。こちらは取組みとしては3年目となりますけれども、また今年も9月から11月までの3か月間実施したいと思います。</p> <p>昨年はスタートが年度の初めに新型コロナウイルス感染症の動きが非常に分かりにくいということもあって、ウォーキング手帳の事業を始めるのが遅かったため、結果的に前年に比べて多くの方に参加いただけなかったという反省も踏まえて、今年はむしろコロナ禍で体力が落ちて運動不足になっている皆さまに、ぜひ、早くから知っていただき、取り組んでいただくということで、早めにお配りしました。</p> <p>9月から11月までの3か月ということで、こちらの手帳を開いていただくと分かるように、アナログな開きの手帳ですけれども、今はデジタルで、歩数計をつけて全部スマートフォンで管理ということもできますが、そういうことをせずに、敢えて手書きで記載していただいて、ご自身がどれくらい歩いているかを実感していただきたいと思います。これを送っていただきますと、保健所から歩数についてのアドバイス等を手書きで記載したものと、ささやかながら記念品などをつけてお返しする予定です。ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、こちらの手帳はまだ西蒲区健康福祉課に予備がたくさんありますので、希望がありましたら西蒲区健康福祉課にお声がけいただければお送りします。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>この件についてもご質問があるかと思いますが、行政で実施していただいている事業にいろいろ関連するものですので、この件についても皆さまから口コミで地域の人にお伝えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、産業観光課長よりご発言がありますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (渡部産業観光課長)</p>	<p>「わらアートまつり」制作サポーター募集についてご説明させていただきます。まず、今年のわらアートまつりについて、若干ですが先にご説明申し上げます。</p>

	<p>毎年、武蔵野美術大学の学生がデザインしたものを8月の最終週1週間かけて、約40人の学生が合宿にて上堰潟公園で5体のわらアート作品を作成し、それを2か月強に渡って展示しているというものがわらアートまつりなのですけれども、昨年は開催を見合わせたのですが、今年は何とかなして実現したいということで、今年度のわらアートについては、デザインは引き続き武蔵野美術大学の学生にお願いしています。ふだんは5体なのですけれども、今年は3体のデザインをすでにいただいています。ただ、制作については県境を跨いだ移動が出来ないと先方から言われていますので、それなら、我々新潟市西蒲区民を中心に作るのではないかとということで、今年、サポーターを募集するものです。</p> <p>期間ですけれども、すでに8月の1週から制作には当たっているのですが、概ね枠組みなどを制作していますので、制作サポーターの皆さまには8月10日から27日までの、13日のお盆を抜いた平日に、ぜひ、ボランティアとして参加していただきたいというお願いです。すでに市報にいがたやホームページには掲載しているのですが、なかなか人が集まらないのが現状ですので、本日この場を借りて募集の告知を行いたいと思っています。普段ですと、我々職員は支援する立場で制作はできないのですが、今年は制作に参加できるということで、制作に当たる職員もいますし、私も参加したいと思っています。作業がありますので小学校5年生以上の方を対象に募集しています。半日単位でも結構ですので、ご参加をお待ちしています。ささやかではありますが、お礼の品もご用意していますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 (長井会長)</p>	<p>この件についても質問等はあるかと思いますが、毎年実施されていますので、産業観光課長説明のとおり、地域の人々の協力がなければならぬということですので、ぜひ、よろしくお願ひします。</p> <p>そのほか、発言の申し出はありませんので、本日の議事はこれで全て終了します。進行を事務局にお渡しします。</p>
<p>事務局 (金子地域総務課課長補佐)</p>	<p>最後に、事務局から2点ほどご連絡します。1点目は、次回の西蒲区自治協議会については8月26日木曜日の午後から、ここ、巻地区公民館で開催予定です。改めてご案内の文書を送付します。</p> <p>2点目は、このあと開催の各常任部会の会場ですが、総務部会が2階の実習室、保健福祉部会が同じく2階の研修室、まちづくり・産業部会が3階の視聴覚室となっていますので、席の移動をよろしくお願ひします。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第3回西蒲区自治協議会を終了します。大変暑い中、ご苦労さまでした。</p>